

1. 名古屋議定書採択までの経緯

1. 名古屋議定書採択までの経緯 生物多様性条約

- ・「特定の希少種や原生自然の保護」から、より広い「生物多様性の保全」へ
- ・将来世代にわたる「持続可能な利用」の確保



生物多様性条約 (CBD: Convention on Biological Diversity)



経緯

- 1992年 5月 採択 (5月22日 国際生物多様性の日)
- 1992年 6月 国連環境開発会議(リオ・地球サミット)で署名
- 1993年 5月 日本が条約を締結
- 1993年12月 条約発効



条約の目的

- 生物の多様性の保全
- 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

条約の目的の一つ



締約国数 196ヶ国・地域 [EUを含む、米は未締結] (2015年2月)

一般的措置

- ・生物多様性国家戦略の策定
- ・重要な地域・種の特定制とモニタリング

保全のための措置

- ・生息域内保全：
保護地域の指定・管理、
生息地の回復等
- ・生息域外保全：
飼育栽培下での保存、
繁殖、野生への復帰等
- ・環境影響評価の実施

持続可能な利用の ための措置

- ・持続可能な利用の
政策への組み込み
- ・利用に関する伝統的・
文化的慣行の保護奨励

技術移転、



遺伝資源利用の利益配分

- ・遺伝資源保有国に主権的権利
- ・遺伝資源利用による利益を提
供国と利用国が公正かつ衡平に
配分
- ・途上国への技術移転を公正で
最も有利な条件で実施

共通措置

奨励措置 / 研究と訓練 / 情報交換 /
技術上科学上の協力 / 公衆のための教育と啓発



資金メカニズム



バイオテクノロジーの安全性

- ・バイオテクノロジーによる操
作生物の利用、放出のリスク
を規制する手段を確立



1. 名古屋議定書採択までの経緯

遺伝資源の取得の機会(条約第15条)

1. 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
2. (略)
3. この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第十九条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。
4. 取得の機会を提供する場合には 相互に合意する条件 で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する : MAT (Mutually Agreed Terms)
5. 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。
6. (略) : PIC (Prior Informed Consent)
7. 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

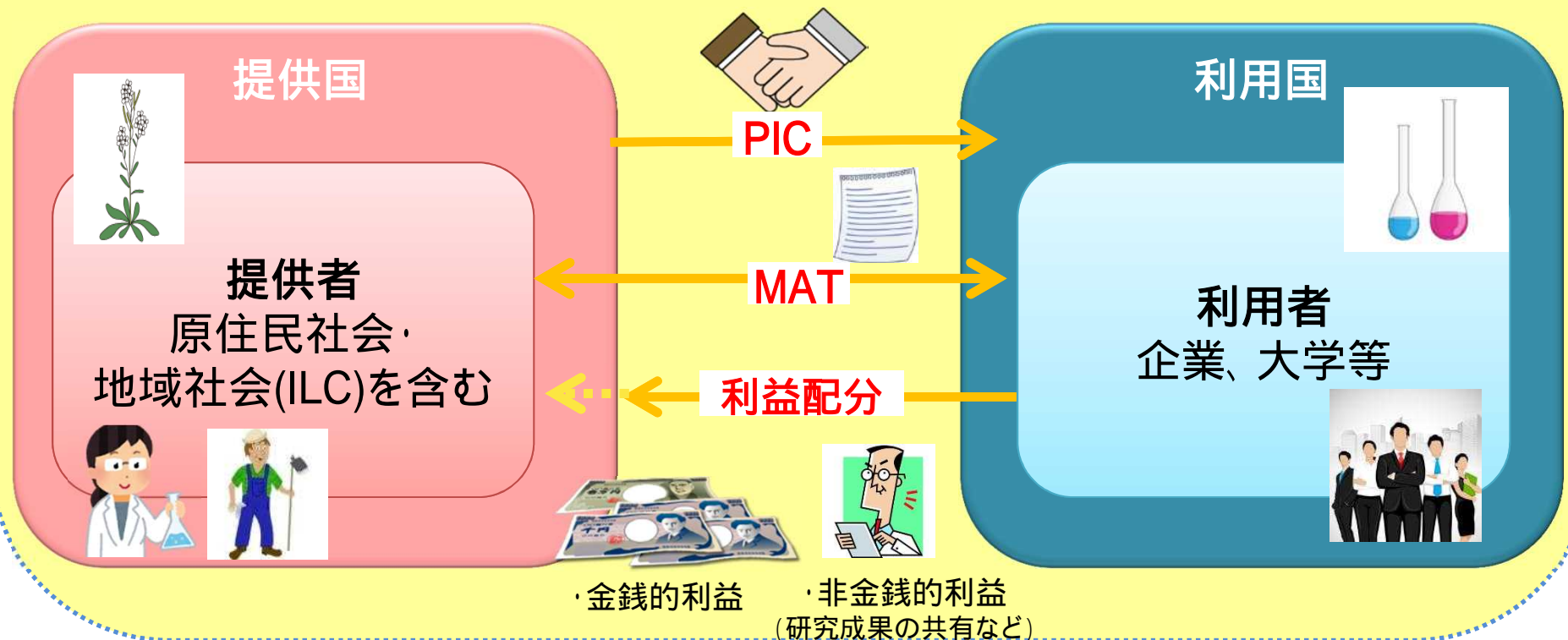


1. 名古屋議定書採択までの経緯 生物多様性条約におけるABSルール

- 目的の3番目に遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を規定
- ABSに関する基本的なルールを設定

利用者(主に先進国企業)は提供国(主に途上国)の「**事前の情報に基づく同意(PIC)**」を取得し、提供者と「**相互に合意する条件(MAT)**」を設定した上で、遺伝資源を利用

その商業的利用から生じた利益や研究成果を、MATに基づいて提供国に配分
遺伝資源を育む生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献



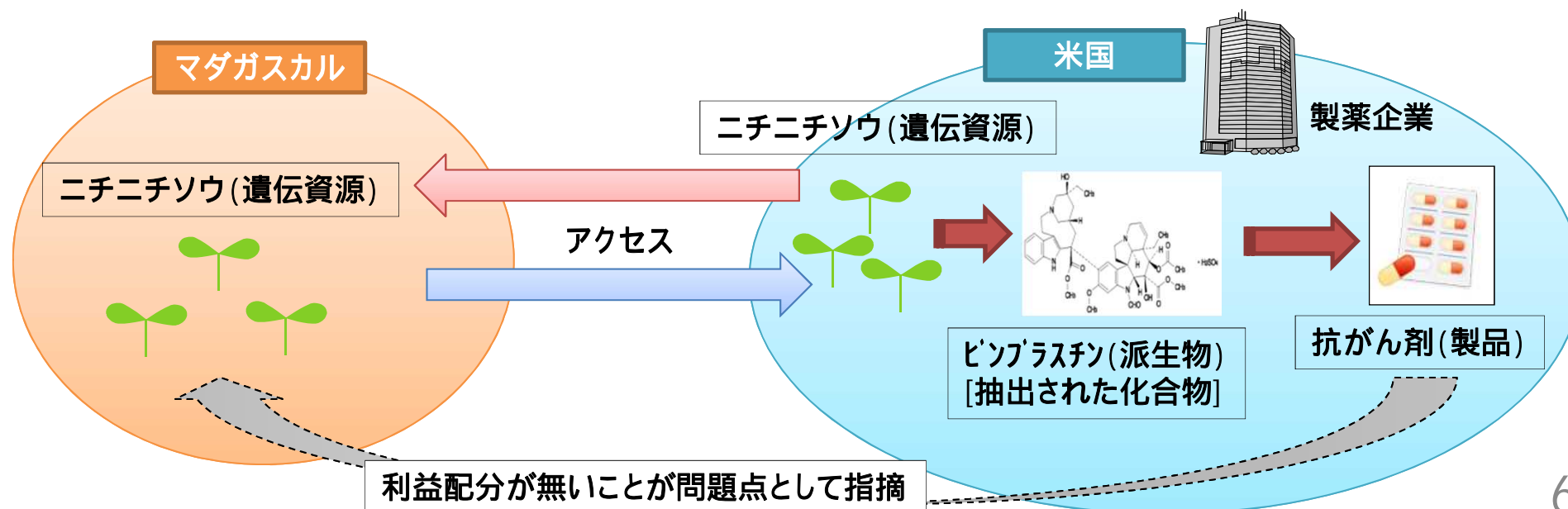
ABSが注目されるきっかけとなった事例：ニチニチソウ

1950年代初頭：米・製薬企業の研究員が、マダガスカル島で糖尿病治療の民間薬として伝統的に用いられてきたニチニチソウに着目して研究を開始。

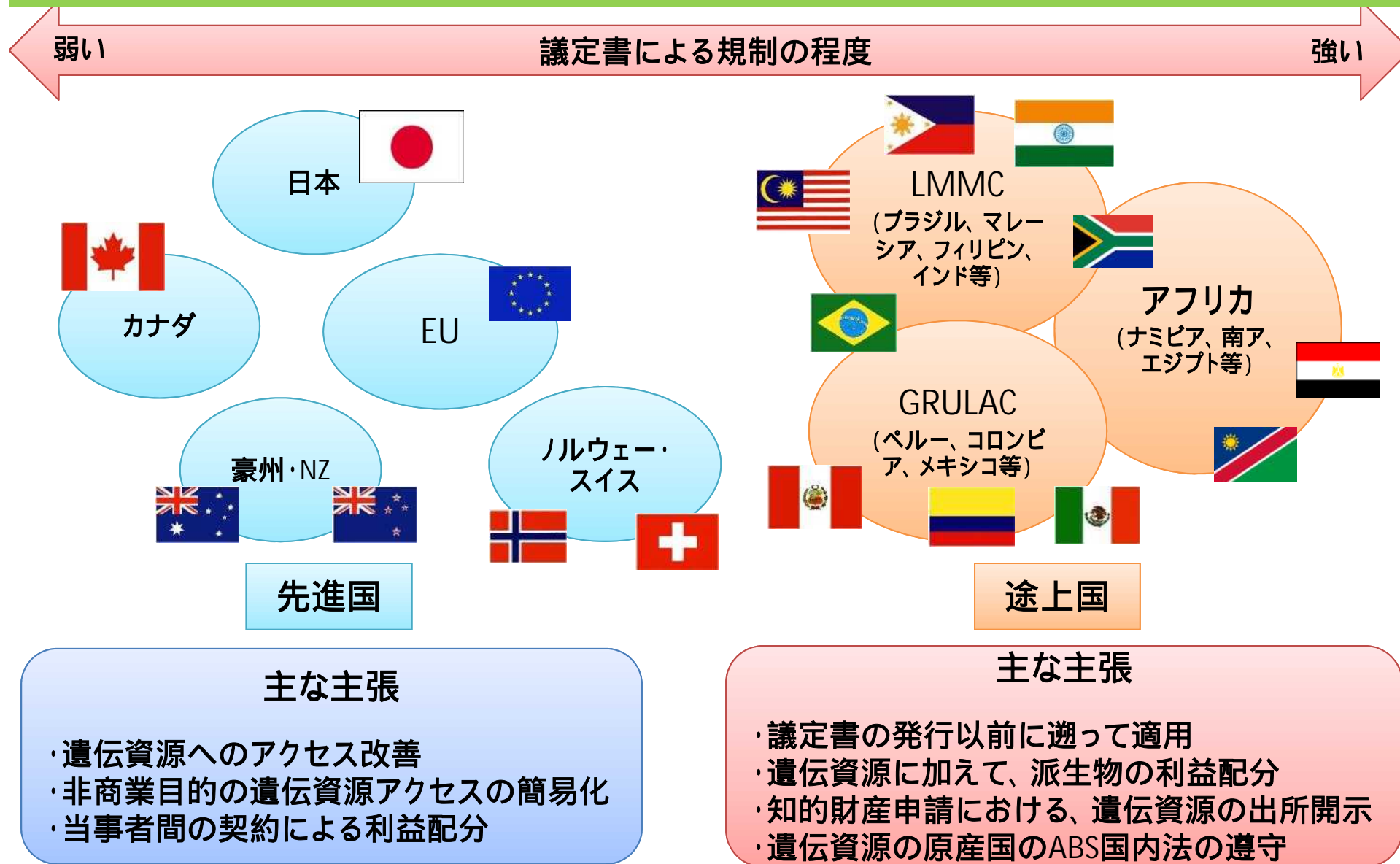
1961年：同企業がニチニチソウを基に、白血球を減少させるアルカロイドを抽出、それを基に医薬品を開発し、その特許を取得。巨額の利益を得る。これにより、小児白血病の生存率が大きく上昇。

1988～1992年：UNEPの政府間委員会において、生物多様性条約の起草作業が開始。

1992年：NGOが本件を例に、遺伝資源の原産国や地域住民に利益が還元されないことは問題であると、UNEPの政府間委員会の場で報告。



1. 名古屋議定書採択までの経緯 ABS議定書交渉における各国のスタンス



LMMC: メガ生物多様性同志国家。東南アジア、アフリカ、ラ米諸国17ヶ国で構成。主な発言国は、ブラジル、マレーシア等。
 GRULAC: ラテンアメリカ・カリブ諸国。いくつかの国はLMMCと重複する。主な発言国は、ペルー、メキシコ、ブラジル等。 7

◆ ABSとは？

「**遺伝資源**へのアクセス (Access) とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (Benefit-Sharing)」の略称。

◆ 遺伝資源へのアクセス (Access) とは？

公定訳は「遺伝資源の取得の機会」。分かりやすくいえば、**遺伝資源を入手**すること。

◆ 利益配分 (Benefit-Sharing) とは？

遺伝資源の**提供者と利用者**の間で、**利益を配分**すること。なお、利益には**金銭的** (試料料金、前払い、ライセンス料など)、**非金銭的** (研究開発成果の共有、能力開発など) なものがある。また、配分は**MATに基づく**こととされている。

◆ 事前の情報に基づく同意 (Prior informed consent: PIC) とは？

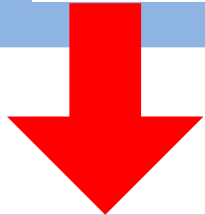
個人又は団体が、ある国の遺伝資源を入手しようとする場合に、**当該国の国内制度** (ABS法令など) **に基づき**、当該国の権限ある当局から**与えられる許可** (許可書など) のこと。当該政府が別段の決定をする場合を除き、PICのない遺伝資源へのアクセスは不正となる。なお伝統的知識(TK)のPICについては先住民と地域社会(ILC)が発行

◆ 相互に合意する条件 (Mutually agreed terms: MAT) とは？

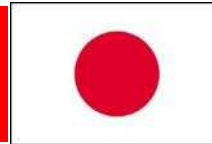
遺伝資源の**利用者と提供者**の間で**締結される**、遺伝資源へのアクセス、利用及び利益配分の条件に関する**合意 = 契約**のこと。

生物多様性条約

生物の多様性の保全
生物多様性の構成要素の持続可能な利用
遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分



平成22年10月 愛知県名古屋市で開催された
生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択



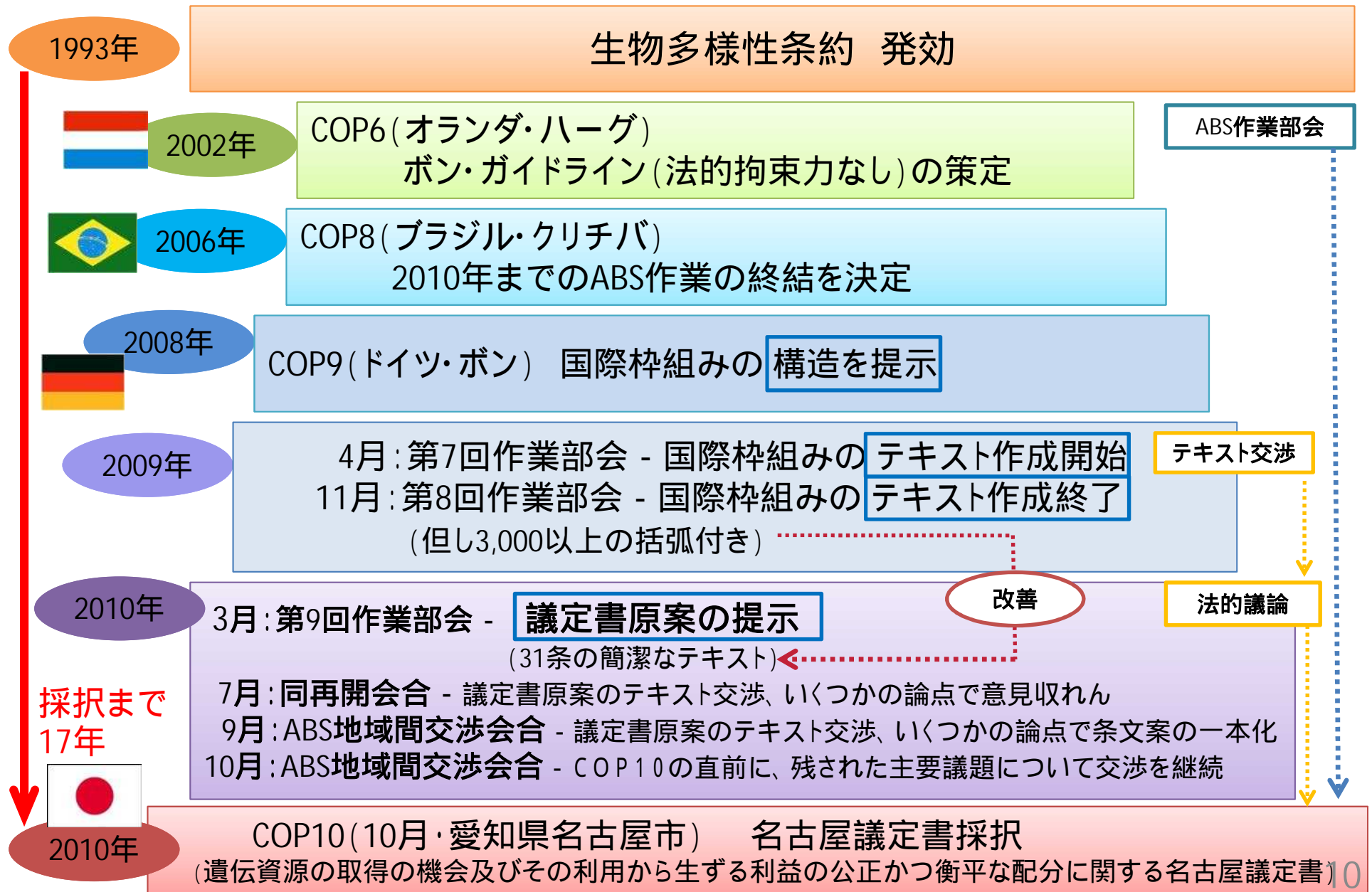
名古屋議定書

「遺伝資源の取得の機会及び(Access)その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Benefit-Sharing)に関する名古屋議定書」(以下、「議定書」)
ABS: Access and Benefit-Sharing

- 愛知目標 (*Aichi Target*)
『目標16:2015年までにABSに関する名古屋議定書が国内法制度に従って施行され、運用される。』
- 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)
『可能な限り早期の締結と着実な国内での実施を目指す。』

1. 名古屋議定書採択までの経緯

議定書採択までの経緯



名古屋議定書の発効要件

☑議定書は50カ国の締結後、90日後に発効。

(2014年7月14日までに50カ国が締結し、10月12日に議定書が発効、韓国・平昌(ピョンチャン)で開催された生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)と併せて、名古屋議定書第1回締約国会議(MOP1)が開催された。)

締結に必要な手続き等(日本が締結するために)

国内措置に関する関係省庁間合意後、

内閣法制局審査、

(締結に関する)国会承認、 閣議決定

国連本部に締結の文書を寄託

